

し尿・浄化槽汚泥の現状と課題

1 現 状

(1) 処理体系及び処理形態の推移

し尿及び浄化槽汚泥は、図1のとおり生活排水の一部として、公共下水道、農業集落排水施設、合併処理浄化槽、単独処理浄化槽及びし尿処理施設において適正に処理されています。

また、生活排水の処理形態別人口は表1のとおりですが、下水道等の普及などにより、し尿汲み取り人口、単独浄化槽人口は年々減少しています。平成25年度末では平成17年度末に比較し、40.2%の減となっています。

表1 生活排水の処理形態別人口の状況

区分		平成17年度		平成25年度	
		人口	比率	人口	比率
行政区域内	人	804,873	100.0%	803,336	100.0%
生活排水処理	人	506,022	62.9%	624,378	77.8%
公共下水道	人	467,740	58.1%	589,894	73.5%
農業集落排水施設	人	11,681	1.5%	6,210	0.8%
合併処理浄化槽	人	26,601	3.3%	28,274	3.5%
単独処理浄化槽	人	246,352	30.6%	146,596	18.2%
し尿汲取り	人	52,499	6.5%	32,362	4.0%

(2) し尿及び浄化槽汚泥処理の現況

し尿及び浄化槽汚泥については、資料2に示すとおり、市内を概ね6つの地域に分割し収集・処理を行っています。

し尿の収集運搬は、市から委託を受けた26業者が、浄化槽汚泥の収集運搬は、浄化槽法及び廃棄物処理法に基づく市の許可を受けた28業者が行っています。業者の保有するバキューム車の総台数は94台あります。

し尿及び浄化槽汚泥の処理施設については、舞平清掃センター、巻処理センターの2施設を保有しており、阿賀北広域組合の清掃センターを含めると合計3施設となります。また、下水道投入施設として、東処理センター（浄化槽汚泥のみ）と新津浄化センターし尿受入施設（し尿・浄化槽汚泥）があり、し尿及び浄化槽汚泥を希釈し、終末処理場で処理しています。

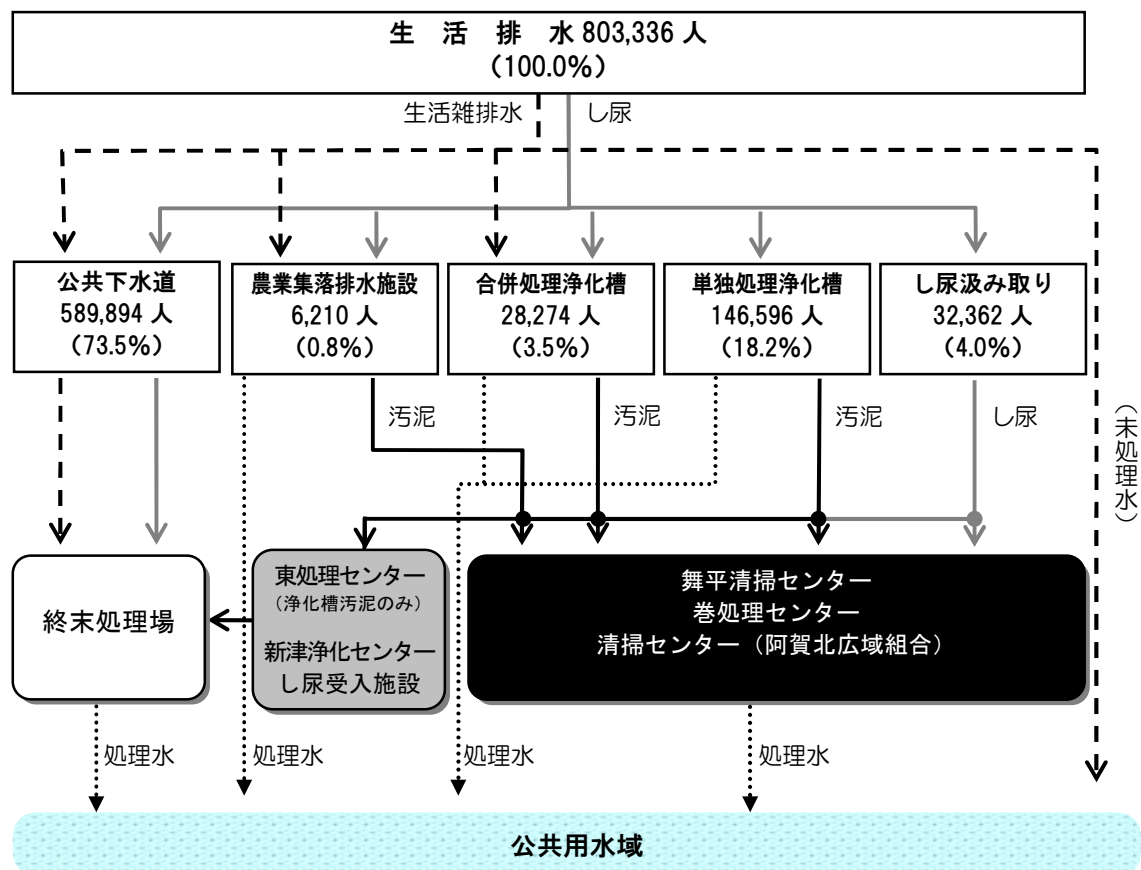


図1 生活排水の処理体系

【用語解説】

「生活排水」

日常生活に伴って家庭から出される排水で、炊事、洗濯、風呂などで排出される生活雑排水とトイレから排出されるし尿をあわせたもの。

「公共下水道」

一般家庭や事業所等から排出される汚水及び雨水を排除するための排水管、排水施設、処理施設、ポンプ施設及びその他施設から構成される施設。

「農業集落排水施設」

農業集落におけるし尿、生活雑排水等の汚水を処理することにより、農業用排水路や公共用水域の水質保全を目的とした下水道。

「合併処理浄化槽」

公共下水道や農業集落排水施設などが整備されていない地域でし尿、生活雑排水等の汚水を処理するために設置される浄化施設。処理に伴い、汚泥が堆積するため定期的な清掃が必要。

「単独処理浄化槽」

トイレの汚水のみを処理する浄化施設（※平成13年4月1日の浄化槽法の改正により原則として新たな設置は不可。）

「し尿処理施設」

し尿及び浄化槽汚泥を処理する施設。

「終末処理場」（下水処理場）

各家庭などから下水管により集められ汚水を処理する施設。汚水は微生物分解により処理され、きれいな状態となり河川等に放流される。

「公共用水域」

河川、湖沼、港湾、沿岸海域その他公共の用に供される水域及びおよびこれに接続する公共溝渠、かんがい用水路その他公共の用に供される水路（終末処理場の設置されていない下水道も含む）

2 課 題

前述のとおり、し尿及び浄化槽汚泥の収集業者は28業者であり、業者が保有するバキューム車の総台数は94台になっています。業者の規模では、バキューム車10台を保有している(株)新潟市環境事業公社が最大で、2台以下という業者が10業者あり、1業者平均3.4台という状況になっています。

一方、下水道等の普及などに伴い、し尿及び浄化槽汚泥の収集量が減少しているにもかかわらず、バキューム車の台数は収集作業に必要な台数を上回る過剰な状態であることから、非効率的な収集体制になっています。

結果として、収集業者の経営は不安定なものとなっており、業者間の格差が生じるだけでなく、市民サービスの格差にも繋がる懸念される状況にあります。

将来にわたって安定した市民サービスを確保するためにも、効率的な収集体制の確立が急務となっています。